歳入総額　61億4,104万円（△11.0%）

■各項目別歳入状況（前年比増減率）

①地方交付税　27億2,488万円（△1.1%）
（標準的な町の財政状況を定め、不足するお金が国から交付されます）

②町債　6億1,524万円（△59.0%）
（町の借金）

③町税　5億2,446万円（△1.2%）
（住民税、固定資産税、入湯税など）

④国庫支出金　4億5,248万円（△12.9%）
（道路や施設の建設に伴う補助金など）

⑤道支出金　4億3,493万円（　0.7%）
（道路や施設の建設に伴う補助金など）

⑥諸収入　1億5,842万円（△55.4%）
（給食費や備荒資金の取り崩しなど）

⑦繰入金　7億3,647万円（136.6%）
（基金（貯金）の取り崩し）

⑧譲与税及び交付金　1億2,410万円（6.5%）

⑨地方消費税交付金　1億134万円（△5.4%）
（国に納めた税金の一部が一定のルールで交付されます）

⑩使用料及び手数料　1億906万円（0.3%）
（公営住宅・公共施設の手数料）

⑪分担金及び負担金など
（受益者負担金）7,172万円（△16.2%）

⑫その他　8,794万円（14.9%）
（財産売払収入、寄付金、繰越金）

その他　決算指標

積立金（基金及び資金）	
内訳	年度末現在高
各会計財政調整基金	4億8,229万円
・一般会計	3億1,083万円
・国保事業会計	3,393万円
・簡易水道会計	1億3,753万円
減債基金	5億5,200万円
生活交通路線確保対策基金	1億4,253万円
ふるさと創生基金	2億1,620万円
地域福祉基金	1億4,424万円
公共施設整備基金	10億2,169万円
国営緊急農地再編整備事業負担金支払基金	3億4,033万円
まち・ひと・しごと総合戦略基金	3,078万円
奨学資金貸付基金	6,709万円
介護保険基金	3,835万円
その他基金	5,591万円
小計	30億9,141万円
備荒資金積立金	14億6,889万円
合　計	45億6,030万円

借入金（町債の借入状況）	
内訳	年度末現在高
【一般会計】	60億2,064万円
【特別会計】	11億9,399万円
・国保病院	3,868万円
・介護老人保健施設	1億8,914万円
・簡易水道事業	1億　20万円
・公共下水道事業	8億6,597万円
合　計	72億1,463万円

町ではなるべく将来の負担を少なくするために、返済金の一部が地方交付税で補てんされる有利な地方債を活用しています。

令和元年度末の地方債残高72億1,463万円のうち国の負担分は52億6,994万円、今金町が実質負担する額は19億4,469万円が見込まれます。

【一般会計】

6億1,524万円を借り入れ、元金5億3,568万円を償還したことにより、町債現在高は前年度比7,956万円増加しております。

主な要因は、今金中学校改築事業債、高美公園整備事業債等を借り入れたことにより、借入額が償還額を上回ったためです。

【特別会計】

440万円を借り入れ、元金1億3,215万円を償還したことにより、町債現在高は前年度比1億2,775万円減少しております。

令和元年度

財政状況の公表【歳入の部】

今金町の台所事情とも言える令和元年度の「決算」が、第３回今金町定例議会に報告され、９月８日に承認となりました。

一般会計における歳出総額は 61 億 1,947 万円（対前年度比 10.8％）、歳入は 61 億 4,104 万円（対前年度比 11.0％）となっています。

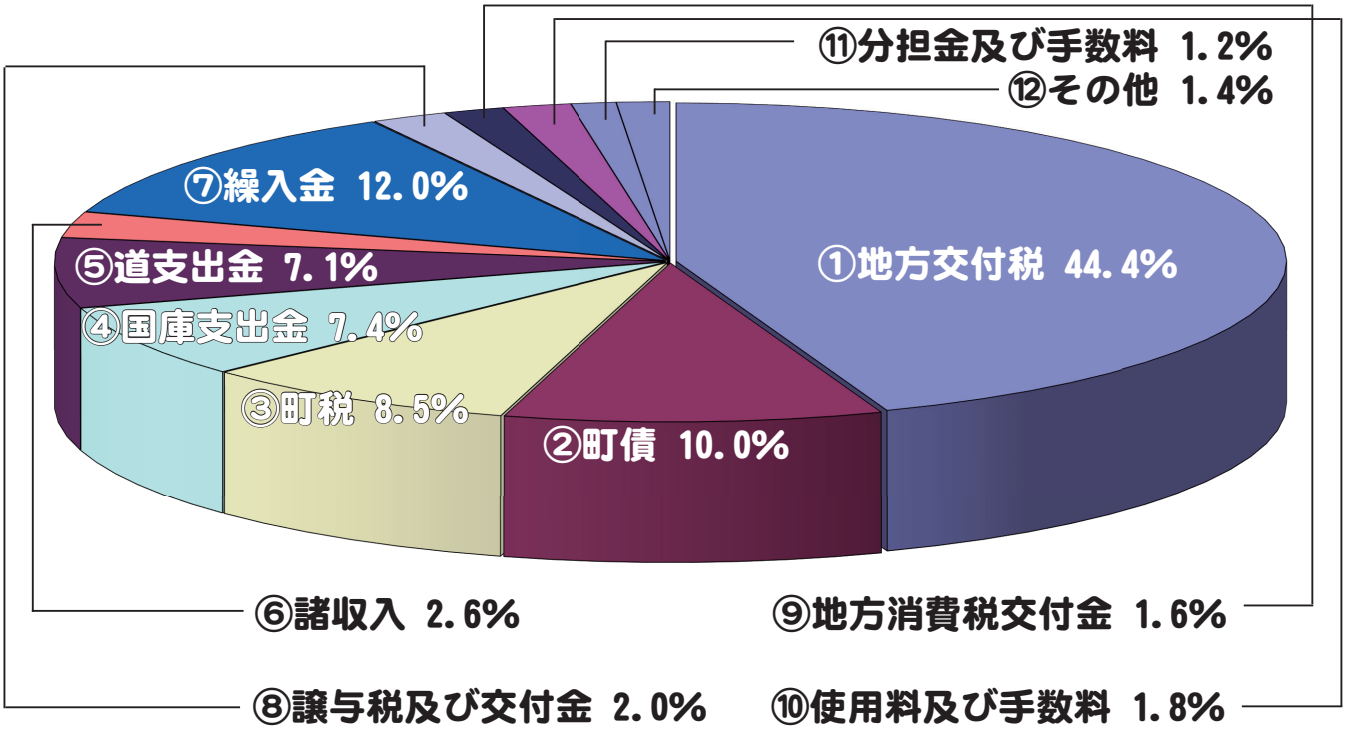

●国庫支出金、前年度比 12.9％減の主なものは、総合体育館建設事業の減額等によるものです。
●繰入金、前年度比 136.6％増の主なものは、公共施設整備基金から４億 8,000 万円を繰り入れ、同額を減債基金に積み立てたことによるものです。
●諸収入、前年度比 55.4％減の主なものは、北海道備荒資金組合積立金支消交付金の減額等によるものです。
●町債、前年度比 59.0％減の主なものは、総合体育館建設事業、ピリカスキー場設備更新事業等の減額によるものです。

◆健全化判断比率の状況について

指標		令和元年度今金町	早期健全化基準	財政再生基準
健全化判断比率	実質赤字比率	-	15%	20%
	連結実質赤字比率	-	20%	30%
	実質公債費比率	6.2%	25%	35%
	将来負担比率	-	350%	-

地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、財政指標の公表と、判断基準以上となった場合は、財政健全化計画等の策定が義務付けられています。

令和元年度今金町各会計の決算に基づき健全化判断比率を算定したところ、表のとおり、いずれの指標についても早期健全化基準、財政再生基準を下回りました。

公営企業資金不足比率	介護老人保健施設特別会計	国民健康保険特別会計施設勘定	簡易水道事業特別会計	公共下水道事業特別会計	経営健全化基準
	-	-	-	-	20%

高齢者の権利擁護のご相談は